3　獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	（新設）
一　第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの	
二　ファイルへの記録の方式	
4　前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	（新設）
（獣医師による医薬品の使用に係る指示）	（獣医師による医薬品の使用に係る指示）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
2　獣医師は、前項の出荷禁止指示書による指示に代えて、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷禁止指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。	（新設）
3　獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	（新設）
一　第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの	
二　ファイルへの記録の方式	
4　前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	（新設）

（動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第十七条　動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（信頼性保証部門）	（信頼性保証部門）
第八条　信頼性保証部門責任者は、次に掲げる業務を自ら行い、又は試験ごとに指名する担当者に行わせなければならない。	**第八条**　信頼性保証部門責任者は、次に掲げる業務を自ら行い、又は試験ごとに指名する担当者に行わせなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　試験ごとに、改善のための指摘事項及び当該指摘事項に対して講じられた措置に関する報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第八号及び次項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、運営管理者及び試験責任者に提出すること。	五　試験ごとに、改善のための指摘事項及び当該指摘事項に対して講じられた措置に関する報告書を作成し、運営管理者及び試験責任者に提出すること。
六・七　（略）	六・七　（略）